

第 1 一般原則

1 情報の確認

入札に付そうとする建設工事等について、入札談合に関する情報があった場合は、各部及び施設の長は、当該情報提供者の身元、氏名等を確認の上、直ちに第 4 の公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）の事務局へ通報するものとする。この場合において、情報提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障がない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請するものとする。なお、新聞等の報道により入札談合に関する情報を把握した場合も同様とする。

2 委員会への報告

委員会の事務局は、1 により入札談合に関する情報に係る通報を受けた場合は、情報の内容を談合情報報告書（様式第 1 号）により取りまとめ、速やかに委員会を招集し、報告するものとする。なお、委員会の事務局において、新聞報道により入札談合に関する情報を把握した場合も同様に委員会へ報告を行うものとする。

3 委員会の審議

委員会は、2 により事務局からの報告を受けた場合は、当該情報の信憑性及び第 2 以下の手続によることが適切であるか否かについて審議するものとする。

4 公正取引委員会への通報

委員会の事務局は、委員会の審議を踏まえて第 2 以下の手続によることとした情報（以下「談合情報」という。）について、手続きの各段階において、様式第 2 号により、逐次公正取引委員会へ通報するものとする。

5 情報に係る対応

談合情報があった場合の対応は、総務部長又は管財課長が対応するものとする。また、報道機関から発注者としての対応を求められた場合も同様とする。

第 2 具体的な対応

談合情報があった場合は、原則として次に従い対応するものとする。なお、詳細な手順等は、第 3 に従い行うこととする。

1 入札執行前に談合情報を把握した場合

(1) 入札執行前に談合情報を入手したときは、直ちに第 1 の 1 により委員会の事務局へ通報するものとする。

(2) 事情聴取

入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）全員に対して事情聴取を行うこととする。事情聴取は、入札までの時間、発注の遅れによる影響等を考慮して、入札日前の日において行うか、又は入札開始時刻若しくは入札日の繰り下げにより入札を延期したうえで行うものとする。聴取結果については、事情聴取書（様式第 3 号）を作成するものとする。

(3) 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合は、

五所川原市契約事務規則第17条の規定により入札を中止し、又は延期するものとする。

(4) 談合の事実があったと認められない場合の対応

- ① 事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合は、全ての入札参加者から誓約書（様式第4号）を提出させるとともに、入札執行後談合の事実が明らかに認められた場合には入札を無効とする旨の注意を促した後に入札を行うものとする。
- ② この場合、全ての入札参加者に対し、第1回目の入札に際し、工事費内訳書（様式第5号）を提示するよう要請するものとする。ただし、入札日において事情聴取を行う等あらかじめ工事費内訳書の提示を要請する時間的余裕がないときは、発注の遅れによる影響、工事費内訳書の提示の必要性等を考慮の上、工事費内訳書の提示を要請せずに入札を執行するか、又は工事費内訳書の提示を要請の上入札日を延期して執行するかのいずれかにより対応するものとする。
- ③ 入札には、積算担当者等（当該建設工事の積算内容を把握している職員）が立ち会い、工事費内訳書を入念にチェックすることとする。
- ④ 工事費内訳書のチェックにおいて、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合は、(3)により対応するものとする。

(5) 一般競争入札の場合の留意点

一般競争入札の場合は、入札参加資格があると認められた者を公表しておらず、また、入札参加資格があると認められた者であっても入札するか否かは明らかでないため、入札日において入札に参加するために入札会場に集まった者を対象として、(2)以下に従い対応するものとする。

2 入札執行後に談合情報を把握した場合

入札執行後に談合に関する情報があった場合は、入札後において入札結果等を公表しており、落札者及び落札金額は既に関連に供されていることに留意しつつ、以下の手続によることが適切か否かを第1の3により委員会において判断するものとする。

(1) 契約締結以前の場合

① 通報

談合に関する情報があった旨を直ちに第1の1により委員会の事務局へ通報し、併せて入札書の写しを提出するものとする。

② 事情聴取

入札参加者全員に対して速やかに事情聴取を行うものとする。聴取結果については、事情聴取書（様式第3号）を作成するものとする。

③ 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合は、五所川原市契約事務規則第16条第1項3号の規定により、入札を無効とすることとする。

④ 談合の事実があったと認められない場合の対応

事情聴取の結果、談合の事実があったと認められない場合は、入札参加者全員から誓約書（様式第4号）を提出させた上、落札者と契約を締結するものとする。

(2) 契約締結後の場合

① 通報

談合に関する情報があった旨を直ちに第1の1により委員会の事務局へ通報し、併せて入札書の写しを提出するものとする。

② 事情聴取

入札参加者全員に対して速やかに事情聴取を行うものとする。聴取結果については、事情聴取書（様式第3号）を作成するものとする。なお、事情聴取の結果、談合の事実があったと認められる証拠を得た場合は、着工工事の進捗状況等を考慮して、契約を解除するか否かを判断するものとする。

第3 個別手続の手順等

第1に定める公正取引委員会への報告、第2に定める事情聴取等の手続においては、次に掲げる事項に留意して行うものとする。

1 公正取引委員会への通報

- (1) 公正取引委員会への通報は、委員会の事務局において行うものとする。
- (2) 公正取引委員会への通報の窓口は、公正取引委員会事務総局東北事務所（仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎、022-225-7095）である。
- (3) 通報等の内容について公正取引委員会から問い合わせがあることも予想されるため、委員会の事務局は、提出した資料の範囲内での確な対応ができるよう内容について整理しておくものとする。

2 事情聴取の方法等

- (1) 事情聴取は、工事担当部（施設）の長、担当課長及び事務局の職員等の複数の職員により行うものとする。
- (2) 事情聴取は、事情聴取の対象者全員を集合させて、あらかじめ別紙1を参考とした事情聴取項目を通知した上、1社ずつ会議室等に呼び出し、聞き取りを行う方法によるものとする。

3 誓約書の提出等

- (1) 誓約書を公正取引委員会へ送付することがある旨を事情聴取の対象者に通知した上、様式第4号により、事情聴取の対象者から自主的に提出させるものとする。
- (2) 「入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には、入札を無効とする」旨の注意を促す場合には、別紙2を参考として注意事項を読み上げること。

4 工事費内訳書のチェック

工事費内訳書の提示に当たっては、入札に際し、積算担当者等が立ち会い、第1回目の入札において、全入札者が入札書を入札箱に投入した後に、積算担当者等が工事費内訳書の提示を求め、談合の形跡がないかを入念にチェックした後に開札することとする。

なお、事情聴取、工事費内訳書のチェック等を迅速に行う必要がある場合は、事情聴取と工事費内訳書のチェックを並行して実施することができるものとする。

第4 公正入札調査委員会

1 趣旨

建設工事等の入札の適正を期し、公正取引委員会との連携を図りつつ、入札談合に関する情報に対して的確な対応を行うため、公正入札調査委員会を設置するものとする。

2 調査審議事項

委員会においては、建設工事等について、入札談合に関する情報があった場合は、次に掲げる事項を調査、審議するものとする。

- (1) 公正取引委員会への通報、入札談合に関する情報があった場合の対応の指示
- (2) その他入札の公正な執行を妨げるおそれがある場合の対応の指示

3 委員会の構成及び運営

- (1) 委員会は、委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる職にある者をもって充てる。

委員長 副市長

委員 総務部長、財政部長、民生部長、福祉部長、経済部長、建設部長、上下水道部長、教育部長、財政課長

- (2) 委員長が不在の場合は、総務部長がその職務を代理するものとする。
- (3) 委員が不在の場合は、代理の出席を認めることができるものとする。
- (4) 委員長は、入札談合に関する情報があった場合に、必要に応じて会議を開くものとする。ただし、緊急やむを得ない事情があり、会議を開催することができない場合は、委員長は、書類の持ち回りにより審議をすることができる。

4 事務局

委員会の事務局を管財課に置くものとする。

事情聴取項目（参考例）

- 1 ○○○○の入札に先立ち、既に落札業者が決定している（た）との情報がありますが、その ような事実がありますか。
- 2 本件○○○○について、他社の人と何らかの打合せ、又は話合いをしたことがありますか。
- 3 話合いがあったとすれば、どのような内容の打合せ、又は話合いでしたか。

入札執行に係る注意事項

- 1 本件入札について談合があったとの通報があったが、五所川原市契約事務規則別記第 1 の入札者心得書を遵守し、厳正に入札すること。
- 2 入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には、五所川原市契約事務規則第 16 条第 1 項第 3 号の規定により入札は無効とする。